

# 三幸社 人権方針

株式会社 三幸社

2026年2月1日制定

株式会社三幸社（以下、「当社」とします。）は、人権を重視した業務運営の実践及び人権を尊重する責任を果たすことを目的として、人権方針を定めます。

## 1. 位置づけと適用範囲

本方針は、役員・従業員を含む当社で働くすべての者に適用します。また、事業活動にかかるすべてのステークホルダーに対しても、本方針の支持と実践を期待し、協働して人権の尊重を推進することを目指します。

## 2. 法令・規範等の遵守

当社は、国際人権章典（※1）、国連グローバル・コンパクト（※2）、国際労働機関（ILO）の労働における基本的原則および権利に関する宣言（※3）等、人権に関する国際規範に規定された基本的な人権を尊重します。また、当社は、事業活動を行う国や地域において適用される法規制を遵守します。

## 3. 偏見・差別・ハラスメントの禁止

当社は、ジェンダー・性別、年齢、国籍、人種、肌の色、民族、出自、信条、宗教、社会的身分、門地、障がいの有無、性的指向・性自認・性表現、見た目・身体的特徴、婚姻関係、妊娠・出産、介護などによる偏見・差別を一切行いません。また、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントを含め、身体的、精神的であることを問わず、いかなる形態のハラスメントも認めません。

## 4. 人権意識を育む企業風土の醸成

当社は、多様な人財が公平に活躍でき、互いに価値観を尊重しあい、健康で働きがいと心理的安全性を確保できる職場環境の整備に努めます。

## 5. ステークホルダーの人権尊重

当社は、事業活動でかかるすべてのステークホルダーの人権を尊重します。ステークホルダーとは、株主、従業員、お客様、求職者、取引先（調達先）、地域住民等の利害関係者を指します。

## **6. 人権デュー・ディリジェンスの取組み**

当社は、人権尊重の責任を果たすため、自社およびサプライチェーンを通じて、事業活動で生じる可能性のある直接的または間接的な人権の負の影響を常に特定し、改善を要する際は、人権デュー・ディリジェンスの仕組みのもと、防止、軽減、是正に継続的に取り組みます。

## **7. 人権教育・啓発**

当社は、当社で働くすべての者が本方針を理解し、事業活動において実践することができるよう、人権教育・啓発を行い、人権尊重の企業文化を醸成します。また、ステークホルダーに対しても本方針の周知・徹底に努めます。

## **8. 相談窓口**

当社は、人権の負の影響に関わる通報・相談窓口を設け、実状を把握し、関連部門との連携のもと、「人権デュー・ディリジェンス」へ連動させます。通報・相談者や調査に協力した者が不利益な取り扱いを受けることがないよう、報告・相談に関する秘密について厳重に管理します。

## **9. 情報開示**

当社は、人権尊重の取組みについて、ホームページ等を通じて開示します。

### **附則**

#### **1. 改廃**

この方針の改廃は、取締役会において決定する。ただし、軽微な変更については代表取締役社長の決定によることができる。

#### **2. 施行**

この方針は、2026年2月1日から施行する。

(※1)「世界人権宣言」と「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)の総称。

(※2) 人権・労働・環境・腐敗防止に関する10原則。人権と労働分野には、①人権擁護の支持と尊重、②人権侵害への非加担、③結社の自由と団体交渉権の承認、④強制労働の排除、⑤児童労働の実効的な廃止、⑥雇用と職業の差別撤廃が定められている。

(※3) 結社の自由・団体交渉権の承認、強制労働の禁止、児童労働の禁止、差別の撤廃、安全で健康な労働環境の5分野にわたる労働に関する最低限の基準を定めたもの